「おあがリス」のすぐわかる酒類販売（製造）の免許申請に係る証明書の請求の方法　特別出張講座

皆さん、こんにちは、
京都市食の安全安心啓発キャラクターの
おあがリスだよ。
皆さんは、これから京都市で
お酒の販売または製造をされるわけですね。
じゃあ、これからお酒の衛生管理について、
2時間くらいかけてゆっくり話しましょ・・・・

・・・ではなくって、今日は皆さんが税務署に提出する

『酒類販売（製造）の免許申請に係る証明書』

の請求の方法について、皆さんに説明するだっけ。

というわけで、次のページへどうぞ～。

京都市食の安全安心
啓発キャラクター
おあがリス
（特別出張講座中）

①酒類販売業（製造）の免許申請に係る証明請求書
②本人確認書類
③（代理人による申請の場合）本人からの委任状

※法人の登記事項証明書（「法人等設立・解散・変更届出書」を
京都市市税事務所に提出していない法人の場合のみ必要。写しでも可）

「酒類販売（製造）の免許申請に係る証明書」の請求には、
これらの書類を用意する必要がありますよ。

あ、そうそう、御存知かもしれませんが、この証明書は、

１　過去2年以内において市税の滞納処分を受けたことがないこと。
２　滞納の税額がないこと。

この2つの事柄を証明するものなんですよ。
ということで、過去2年以内に滞納して差押え等の処分を受けて、
その後、完納したとしても発行はできませんし、
また請求日現在市税の滞納があっても発行できないんですよ。

①酒類販売業（製造）の免許申請に係る証明請求書

では、書類の作成に取り掛かりましょう。

①の
「酒類販売（製造）の免許申請に係る証明請求書」を
用意してみよう。

添付ファイルをクリックして、
A3サイズで拡大印刷、又は
A4サイズで印刷してから、A3サイズに拡大コピー（141%拡大）
してください。

①酒類販売業（製造）の免許申請に係る証明請求書

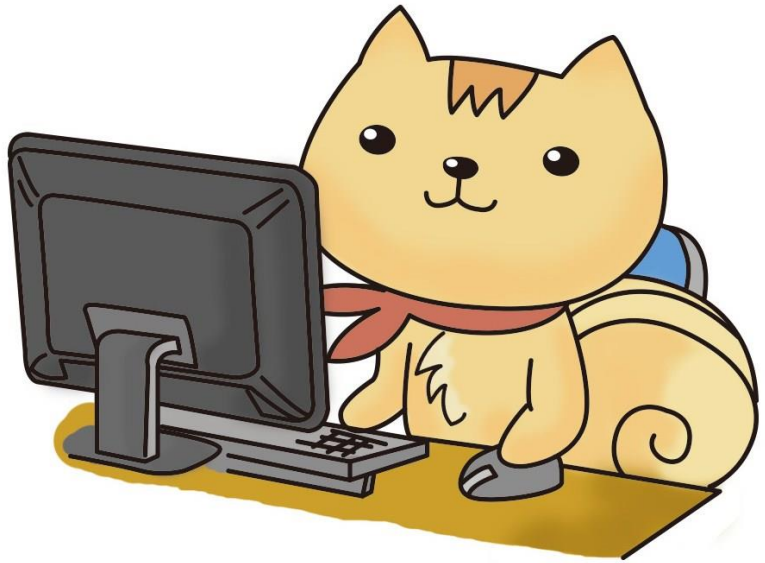

請求書の書き方だよ。

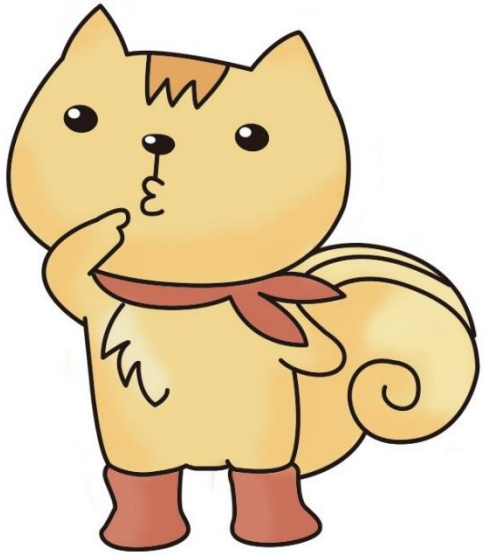

酒類販売業（製造）の免許申請に係る証明請求書

証明書の使用目的	酒類販売業（製造）免許申請書に添付するため
証明内容	1　過去２年以内において市税の滞納処分を受けたことがないこと。 2　滞納の税額がないこと。

上記の事項を証明してください。

令和　　年　　月　　日

（宛先）京都市長

窓口に来られた方（請求者） 本人確認ができるものを提示してください。	住　所	
	フリガナ	
	氏　名	
	連絡先電話番号	（　　）
	納税義務者との関係	□本人（代表者本人）　□従業員　□代理人　□その他（　　）

※代理の方が請求する場合は、委任状が必要です。

※法人が請求する場合は、代表者印の押印か、代表者印を押印した委任状が必要です。

どなたの証明が必要ですか（納税義務者等） （上記と同一の場合は、記入する必要はありません。）	住　所 （所在地）	
	フリガナ	
	氏　名 （名称及び代表者氏名）	代表者印 ※法人の場合は、代表者印を押印してください

証明書の納税義務者等欄にも住所・氏名を記入してください

・市たばこ税の納税義務者である場合は右欄の□に✓印　□

・入湯税の特別徴収義務者ある場合は右欄の□に✓印　□

京都市使用欄

確認
免許証・マイナンバーカード・保険証・社員証・その他（　　）
No.（　　）

課　長	係　長	係　員

証明請求書の左半分、
請求書の枠で囲った部分を
記入から始めましょう。

上記の事項を証明してください。

令和6　年 2 月26 日

（宛先）京都市長

窓口に来られた方 （請求者） 本人確認ができるもの を提示してください。	住　所	京都市中京区虎屋町566番地の1
	フリガナ	ナカギョウ アオイ
	氏　名	中京 葵
	連絡先電話番号	075（213）5200
	納税義務者との関係	□本人（代表者本人）　☑従業員　□代理人　□その他（　　）

※代理の方が請求する場合は、委任状が必要です。
※法人が請求する場合は、代表者印の押印か、代表者印を押印した委任状が必要です。

請求される方の
情報を記入するよ。

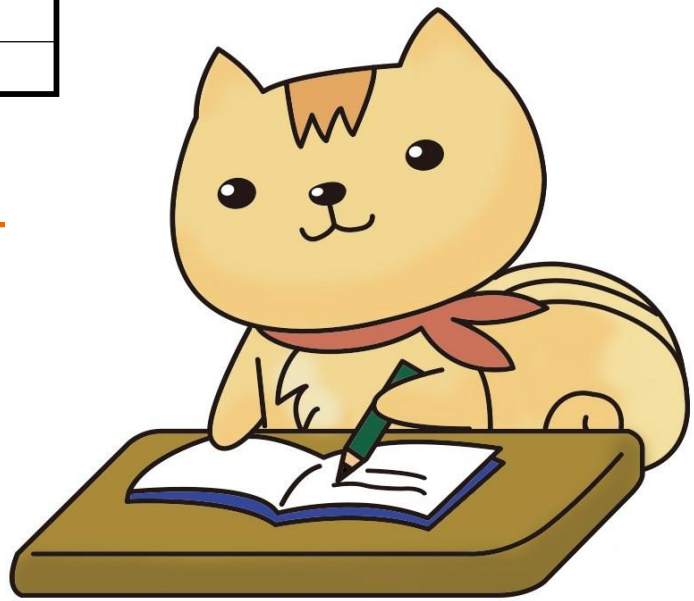

ここでは、請求者、つまり窓口に来られる方の情報を
記入するよ。

住所には、法人の所在地ではなく、
窓口に来られた方の住所を記入してね。

氏名には、窓口に来られた方、
例えば代表者本人が来られたら、
代表者本人の氏名、連絡先を記入し、納税義務者との関係の
該当するところにチェックを入れてね。

どなたの証明が必要ですか （納税義務者等） （上記と同一の場合は、記入する必要はありません。）	住　所 （所在地）	**同上**
	フリガナ	
	氏　名 （名称及び代表者氏名）	**同上** ※法人の場合は、代表者印を押印してください　代表者印

・市たばこ税の納税義務者である場合は右欄の□に✓印　□
・入湯税の特別徴収義務者ある場合は右欄の□に✓印　□

証明する
個人又は法人の
情報を記入しますよ。

ここでは、証明書が必要な方の情報を記入するよ。

個人で、代表者が請求されていたら、
上記のように記入してね。
従業員が請求された場合は、
代表者の住所と氏名を記入してね。

法人の場合は、法人の所在地、法人の名称と
代表者名を記入して、代表者印を押印してね。
代表者又は従業員以外が請求する場合は、請求書ではなく、
委任状に代表者印の押印が必要ですよ。

これで左半分の請求書の部分は完成、
続いて右半分の証明書の部分を記入しましょう。

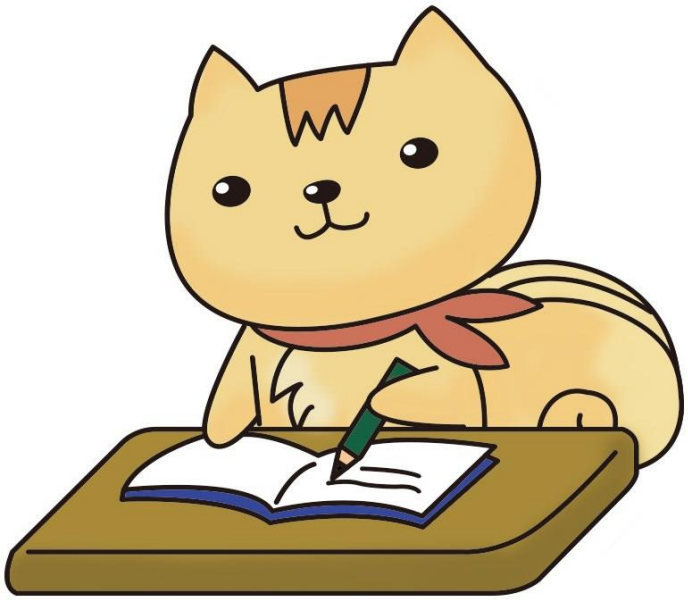

酒類販売業（製造）の免許申請に係る証明書

納税義務者等	住　　所 （所在地）	**京都市中京区虎屋町566番地の1**
	氏　　名 （名称及び代表者名）	**中京　葵**

証明する対象である
納税義務者の住所と
氏名を書きます。

こちらの右半分が証明書になりますので、
納税義務者の住所と氏名、
法人であれば、所在地、名称及び代表者名を
記入します。

これで「酒類販売（製造）の免許申請に係る証明書」の
記入は完成です。とても簡単でしたね。

でも、窓口に行くのはちょっと待ってね。
証明書の発行には、まだ必要な書類がありますよ。

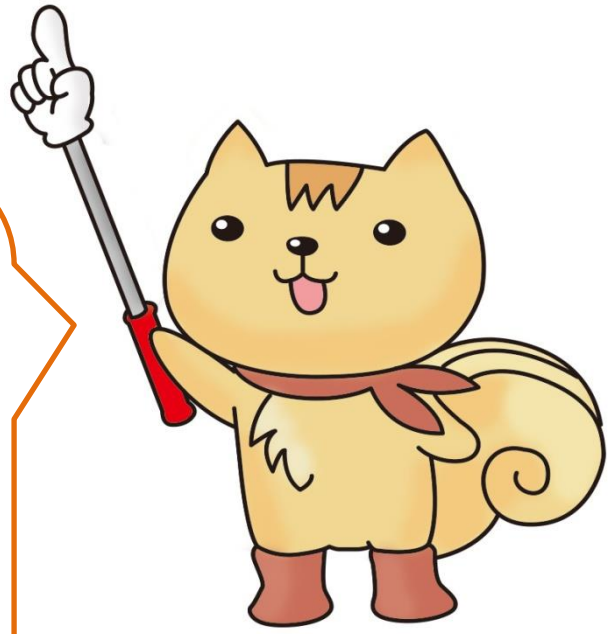

②本人確認書類

本人確認書類を
お忘れなく。

本人確認書類は
運転免許証や健康保険証等のことですよ。
マイナンバーカードも、もちろん使えますよ。
通知カードは本人確認書類ではないので使えないですよ。

代理人が請求する場合は、
代理人の本人確認書類が必要で、
窓口に来られた方の本人確認書類が必要なんですよ。

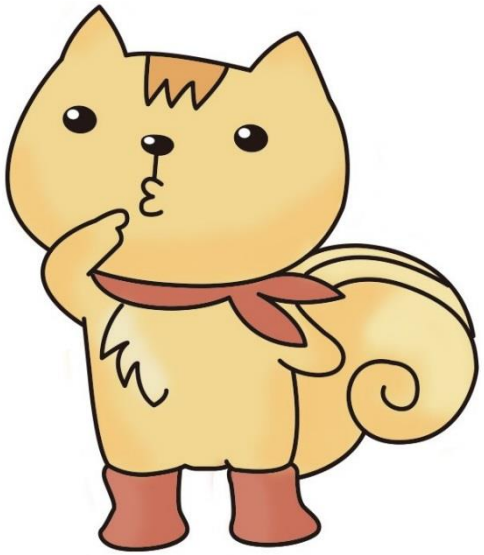

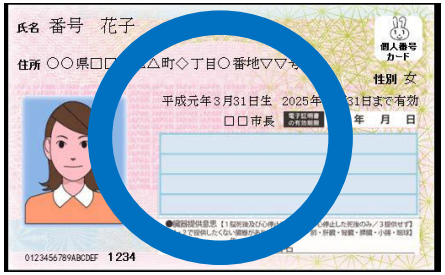

マイナンバーカード表面
○ 本人確認書類です

通知カード
× 本人確認書類では
ありません

③（代理人による申請の場合）本人からの委任状

代理人が請求するなら
委任状を
必要なら用意しましょう。

③委任状

個人の場合、
本人、同一世帯の親族以外の方が請求するなら、
委任状が必要になりますよ。

法人の場合、
代表者、従業員以外の方が請求するなら、
委任状が必要になりますよ。
法人からの委任の場合、委任状に代表者印の押印が必要です。

委任状は特に決まった書式はないですけど、
良ければ見本をご利用ください。

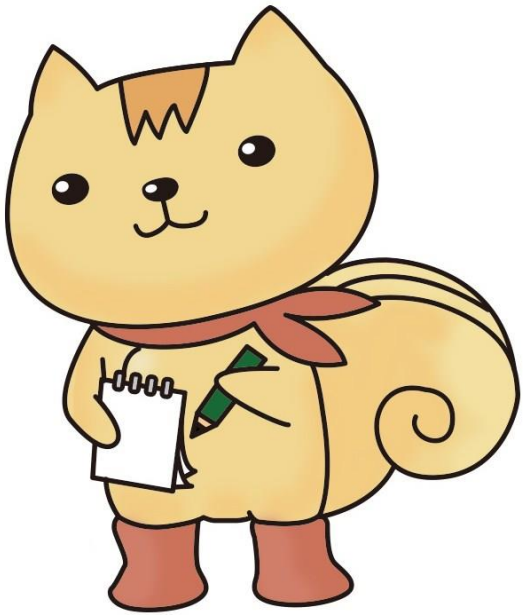

では次は、
設立して間もない等の理由で、京都市に
法人の設立届をまだ提出されていない法人の
必要書類を説明しますよ。

※法人の登記事項証明書（「法人等設立・解散・変更届出書」を
京都市市税事務所に提出していない法人の場合のみ必要。写しでも可）

法人の登記事項証明書を
用意しましょう
（「法人等設立・解散・変更届出書」
を京都市市税事務所に
提出していない法人の場合のみ）。

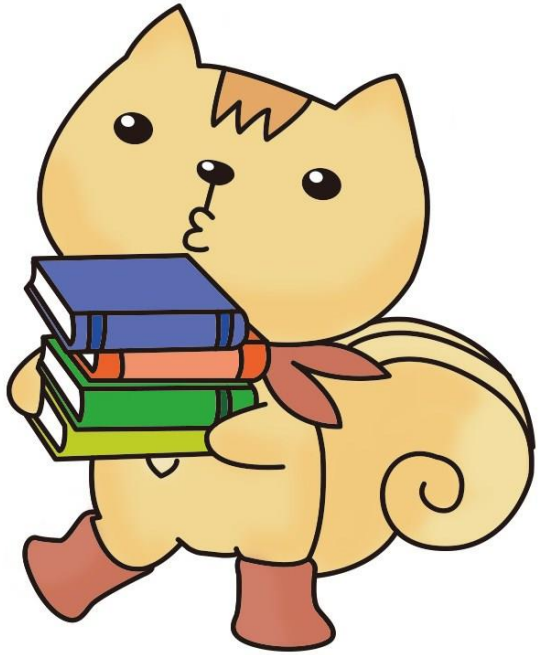

法人を設立されれば、
「法人等設立・解散・変更届出書」を
京都市市税事務所法人市民税担当に
提出しなければなりません。

法人の届出を事前に済まされていない場合、
法人の登記事項証明書を添付されることで、
「酒類販売（製造）の免許申請に係る証明書」
を発行できますので、
未届の法人の方はお忘れなく。

でも、なるべく先に
「法人等設立・解散・変更届出書」を
提出してくださいね。
詳しくはこちらのリンクへどうぞ。

個人の方は、「登記事項証明書」も
「法人等設立・解散・変更届出書」も
必要ありませんよ。

①酒類販売業（製造）の免許申請に係る証明請求書
②本人確認書類
③（代理人による申請の場合）本人からの委任状

※法人の登記事項証明書（「法人等設立・解散・変更届出書」を
京都市市税事務所に提出していない法人の場合のみ必要。写しでも可）

発行窓口はどこ？
何時まで？
手数料はいくら？

では、上記の必要書類を持って、
発行窓口に出発しましょう。

この証明書の発行窓口は、

市税事務所納税室納税推進担当
（〒604-8171　京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町
566番地の1　井門明治安田生命ビル5階）　です。
※軽自動車税事務所（分室）と同じ窓口です。

平日の8時45分から17時00分まで証明書を交付できますよ。
手数料は1通800円になります。

書類の作成、お疲れさまでした。

次は、安全で安心な衛生管理に努めて、
一緒に京都の食を盛り上げていきましょう！

ということで、『「おあがリス」のすぐわかる酒類販売（製造）の
免許申請に係る証明書の請求の方法　特別出張講座』でした。

じゃあ、お茶でも一服しよっと。